

公益社団法人 全日本不動産協会岡山県本部 御中

岡山県総合政策局統計分析課長

## 令和7年国勢調査への御協力について（依頼）

統計行政の推進につきましては、平素から御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。  
総務省統計局、都道府県及び市区町村では、令和7年10月1日を調査期日として国勢調査の実施を予定しております。

国勢調査は、統計法（平成19年法律第53号）に規定される、国内に常住する全ての世帯・人（外国籍を含む。）を対象とした最も基本的かつ重要な調査であり、その結果は、行政施策の基礎資料としての利用のみならず、各種業界の市場分析等にも幅広く活用されております。

しかし、近年、オートロックマンションの増加などに伴い、従来にも増して調査活動が難しい状況となっており、国勢調査を円滑に実施するためには、国民の皆様の御理解はもとより、各方面における御理解と御協力が不可欠で、特に多くの世帯が居住する集合住宅を管理する方々などの御協力をいただくことが重要と考えております。

つきましては、国勢調査の円滑な実施のため、統計法第30条第1項\*の規定に基づき、次の事項について協力依頼を行いますので、貴会員の皆様から御協力を賜りますよう特段の御配慮をお願いいたします。

### 記

#### 1 マンションの居住世帯数の確認等について

国勢調査を円滑に実施するため、国勢調査員の担当する区域（以下「調査区」という。）を市区町村が設定し、調査実施までに必要に応じて見直しを行います。

調査区の設定に当たり、市区町村職員がマンションの居住世帯数を確認するため、エントランスホールの集合郵便受けを数えたり、直接お問合せしたりすることがありますので、御理解と御協力をお願いいたします。

#### 2 マンションの居住者、管理員等からの国勢調査員の推薦について

マンション等の集合住宅における調査を円滑に実施するため、市区町村から国勢調査員の推薦をお願いする場合があります。その際には、居住者、管理員等からの国勢調査員の推薦について、御協力をお願いいたします。

なお、マンションを管理する会社等が、市区町村との契約により国勢調査員の事務を請け負うことも可能です。

#### 3 マンション内の掲示板へのポスター掲示等について

マンションの居住者の方々に、国勢調査の実施やインターネット回答の利便性を周知するため、掲示板やエレベーターなどに国勢調査の広報用ポスターや周知用リーフレットを掲示することについて、御理解と御協力をお願いいたします。

#### 4 国勢調査員への御協力について

国勢調査員は、各世帯を訪問し、調査書類の配布や回収などを行う必要があるため、空き室の状況をお尋ねする場合がありますので、御協力をお願いいたします。

また、調査書類の配布や回収などを行うに当たり、オートロックのドアの解錠や、世帯の連続訪問への許諾についても、御協力をお願いいたします。

#### ※ 統計法（平成19年法律第53号）（抄）

第30条 行政機関の長は、前条第一項及び第二項に定めるもののほか、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するため必要があると認めるときは、地方公共団体の長その他の執行機関、独立行政法人等その他の関係者又はその他の個人若しくは法人その他の団体（次項において「被要請者」という。）に対し、必要な資料の提供、調査、報告その他の協力を求めることができる。

2 （略）

#### 【問い合わせ先】

〒700-8570 岡山市北区内山下 2-4-6

岡山県総合政策局

統計分析課人口統計班 小阪（おさか）

TEL：086-226-7262 FAX：086-221-8240

e-mail：toukei-jinkou@pref.okayama.lg.jp